

国際法概論

助教授 濱本 正太郎

shotaro@rokkodai.kobe-u.ac.jp

．何を扱うのか

「国際社会を規律する法」(シラバス、目標1)

基本 = 国家間関係

．何のために学ぶのか

1．国際関係のよりよい理解のために

例 9・11テロとアフガニスタン空爆 パレスティナ紛争 「不審船」問題

2．日本法のよりよい理解のために

例 「有事立法」 犯罪人引渡 人権保障

3．法のよりよい理解のために

「国内法とは異なる論理の法」

．他の講義との関係

「国際法」が対象としないもの

国際私法 国際民事訴訟法 国際取引法

「国際法概論」から除かれるのは

紛争の平和的处理 戦争・安全保障法 国際機構法 国際人権法 国際経済法

．講義の範囲・順序

シラバス参照

．学習法

教科書・参考書などについて

予習の仕方

試験対策

外国語について